



2022年 3月29日
第175号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



こんなことあっていいの？ 繰り返される不適切な言動 鎌倉車両センター 不当労働行為

2021年10月 職場にて

候補者「副所長に勤務時間中に呼ばれて、立候補するように言いくるめられた。立候補するからには勝ちに行く。〇〇さんには陣営の先頭に立ってほしい」

使用者の意向がもろに入っている！ 会社は昨年
から組織ぐるみで過半数代表者選の準備を進めていたんだ…。



2021年11月 会社主催の飲み会にて

副所長「〇〇君が代表者選に立候補するので、ここに居るみなさんで勝利に導いてほしい」

副所長「安全衛生委員会で意見を言ってくるが、あいつらは馬鹿だから何も考えずにものを言ってくる。わざと仕事をやりにくい状況をつくって、職場内の不満をつくり、職場代表者への風当たりを強くしていく。〇〇君が代表者になればこういった処置も緩和していくことを考えている」



「わざと仕事をやりにくい状況をつくる」ってどういうこと？ 「(東労組の)過半数代表者への風当たりを強くする」ってどういうこと？ 仕事を何だと思っているんだ！ しかも「馬鹿」って何だ。大勢の前で侮辱するのはハラスメントだ！ 明らかに会社が擁立した候補者が有利なように働きかけをしているではないか！！

副所長「今の代表者はみんなの意見を聞いているか。組合で出された意見しか言ってこないよな。こんな代表者でいいのか」

所長「会社経営幹部の中には、組合が強い職場をつぶそうと考えている人もいる。自分も鎌倉にまだ居たい。職場代表を組合に取られたら俺の首が飛ぶよ。〇〇さんが立候補するなら国府津へ飛ばしてしまおうか」

過半数代表者に立候補したら「飛ばす」って、完全に法令違反の不当労働行為だ！ しかも組合活動と過半数代表者選を混同し、所信表明のポスターを一方にだけ職場で作らせない不利益扱いをしていて許せない！



2022年2月 職場にて

所長「(所信表明のポスターについて)だって〇〇さんは会社の備品で作っちゃったから受理しなかったんだもん。選挙の開票を本人たちの前でやるんだけど、俺笑ってしまいそう」



昨年10月から過半数代表者選を巡るこれらの言動は、明らかにJR東労組組合員を敵視・差別した不当労働行為・不適切な過半数代表者選出だ。会社は現場を厳しく指導し、不当労働行為・ハラスメントの撲滅と過半数代表者選を直ちにやり直せ！！

他職場でも不適切事象が報告されています！
「おかしいな」と思ったら記録し、役員に相談してください！！